

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）28条1項及び5項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、2020（令和2）年1月16日付けの「保護申請却下通知書」（以下「本件処分通知書」という。）で行った、法28条5項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

本件審査請求書における請求人の主張は、必ずしも明らかではないが、要するに、以下のことから、本件処分の取消しを求めているものと解される。

請求人は、病気等で働けないが、同居の継母とは複雑な関係であり、継母からの支援を受けられないため、生活に困窮しているのであるから、本件住居において一人世帯として生活保護を受ける理由がある。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年11月19日	諮問
令和3年 1月21日	審議（第51回第1部会）
令和3年 2月26日	審議（第52回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行うとし、法8条1項は、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとし、法9条は、年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効かつ適切に行うと、それぞれ規定している。
- (2) ア 法10条は、保護は、原則として世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものと規定している。
イ 保護の要否及び程度について、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と同通知第8によって認定した収入（収入充当額）との対比によって行うこととしている。

ウ　そして、世帯の認定の方法について、次官通知第1は、同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定することとしている。

エ　また、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）第1は、世帯の認定について、「『世帯』とは、通常社会生活上の単位として、居住及び生計をともにしている者の集まりをいうが、生活保護法に規定する『世帯単位の原則』における『世帯』は、主に生計の同一性に着目して、社会生活上、現に家計を共同にして消費生活を営んでいると認められるひとつの単位をさしている。もっとも、次官通知は、同一居住、同一生計の者は原則として同一世帯と認定することとしているが、これは、生計を一にしているか否かの認定が主として事実認定の問題であるところから、比較的事実関係が容易な同一居住という目安をあわせて用いることとしたものである。このような目安としては、他に重要なものとして居住者相互の関係（親族関係の有無、濃密性等）がある」とし、また、問答集問1-3・答は、「法にいう世帯とは、社会生活上の単位として居住及び生計をともにしている者の集まりをいうものであり」、「ここにいう生計の同一とは、家計上の計算の単位がひとつの総枠の中におさまっていることを意味するにとどまり、世帯員のひとりが自己の得た収入のうち若干又は相当部分を家計の中心者に手渡すことなく、直接物資の購入等の支払にあてている事実があるとしても、そのことはその者をそれ以外の者と別世帯として認定する決定的な要素とはならない。」としている。

オ　なお、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付社発246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第1・2は、同一世帯に属していると認定

されるものであっても、世帯分離して差し支えないとする場合として8項目を挙げている。この点について、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問第1の8・答は、「世帯分離は、世帯単位の原則をつらぬくとかえって法の目的を実現できないと認められる場合に例外的に認められる取扱いである」としており、その結果、同一世帯に属していると認められる者について、上記8項目に該当しないものに対して世帯分離が認められる余地はないことになる。

- (3) 法24条1項は、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同項1号に「要保護者の氏名及び住所又は居所」を、4号に「要保護者の資産及び収入の状況」を挙げている。

また、法24条2項は、同条1項の申請書には、添付することができない特別の事情があるときを除き、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類を添付しなければならないものとしている。

そして、法24条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならないと規定し、同条4項は、3項の書面には、決定の理由を付さなければならないとする。

- (4) 法28条1項は、保護の実施機関は、保護の決定等のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況等を調査するために、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させることができるものとしており、同条5項は、保護の実

施機関は、要保護者が同条1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避するときは、保護の開始の申請を却下することができるものとしている。

- (5) 次官通知、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、問答集は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言（ガイドライン）であり、上記(2)・エの内容は法令の解釈として合理的なものと認められる。

2 これを本件についてみると、以下のとおりである。

処分庁は、本件申請を受けて、請求人に係る保護の要否を判断するに当たり、申告書類の提出を求め、請求人から本件申請書及び関係資料を受領したところ、請求人は本件住居において継母と同居しており、その生活実態について、担当者による本件住居への訪問、請求人からの聴き取りのほか、継母への確認等により、収入は請求人と継母別々で管理し、消費物資は別々に購入している事実があるものの、請求人は幼少の頃から継母に養育され、数十年間親子として同居し、現在も継母名義の本件住居に居住していて、自室以外の部屋や家財道具の一部は継母と共用し、光熱水費は継母が負担している。そして、処分庁は、請求人が転居して一人世帯となれば、生活保護を受給できる見込みがあることを請求人に説明している。以上から、処分庁は、請求人と継母については、次官通知、局長通知及び課長通知等に基づき、同一世帯に当たると認定したものと認められる。そして、継母から資産調査等に応じられないとの回答があったことから、請求人世帯（請求人及び継母）の収入状況及び資産状況については、把握できず、不明であると判断したことが認められる。

処分庁は、これらのことから、請求人に係る保護の要否の判定ができないと判断し、本件申請について、法28条5項の規定に基づ

き却下したものと認められる。

以上のとおり、本件処分は、上記1の法令等の規定に基づき行われたものであって、本件処分に至る手続及び判断はいずれも適正なものと認められることから、これを違法、不当と評価することはできない。

3 請求人は、第3のことから、本件処分の取消しを求めているものと解される。

しかし、本件処分が、法令等の規定に基づき適正になされたものと認められることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

また、仮に、請求人の主張するような事情があったとしても、請求人については、継母との同一世帯であると判断せざるをえないのであるから、これらの事情を取り上げることはできないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹